

5. 舗装・小規模附属物・土工構造物の点検結果及び修繕等措置の実施状況

(1) 舗装

1) 概要

舗装については、各道路管理者により、道路の役割や性格、修繕実施の効率性、ストック量、管理体制の視点から管内の道路を分類し、その分類に基づき点検などを行っています。

国土交通省の管理する道路の舗装は、2017年度より舗装点検要領（2017年3月国土交通省 道路局 国道・防災課）に基づき、5年に1回の頻度で目視を基本とする点検を実施しています。

舗装の健全性の診断は、以下の通り区分します。

<アスファルト舗装>

区分		状態
I	健全	損傷レベル小：管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態
II	表層機能保持段階	損傷レベル中：管理基準に照らし、劣化の程度が中程度
III	修繕段階	損傷レベル大：管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態
	III-1 表層等修繕	表層の供用年数が使用目標年数を超える場合（路盤以下の層が健全であると想定される場合）
	III-2 路盤打換等	表層の供用年数が使用目標年数未満である場合（路盤以下の層が損傷していると想定される場合）

<コンクリート舗装>

区分		状態
I	健全	損傷レベル小：目地部に目地材が充填されている状態を保持し、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まることができないと想定される状態であり、ひび割れも認められない状態
II	補修段階	損傷レベル中：目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まる恐れがあると想定される状態、目地部で角欠けが生じている状態
III	修繕段階	損傷レベル大：コンクリート版において、版央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたっていて、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態、または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態

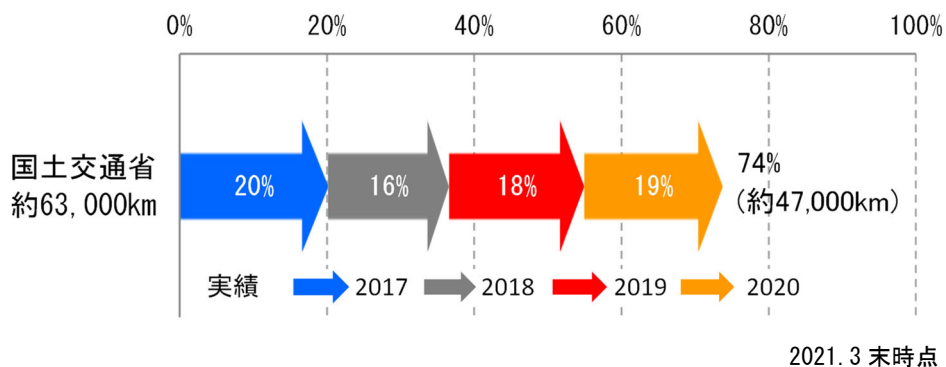
国土交通省以外の道路管理者は、舗装点検要領（2016年10月国土交通省 道路局）（技術的助言）等を参考に、適切に管理を行っています。

2) 点検結果(国土交通省)

- 国土交通省が管理する道路では、2017 年度より舗装点検を行っており、2020 年度末時点の点検実施率は約 74%と着実に進捗しています。
- 判定区分Ⅲ（修繕段階）の割合（延べ車線延長^{※1}ベース）は、アスファルト舗装は 14%、コンクリート舗装では 6%となっています。

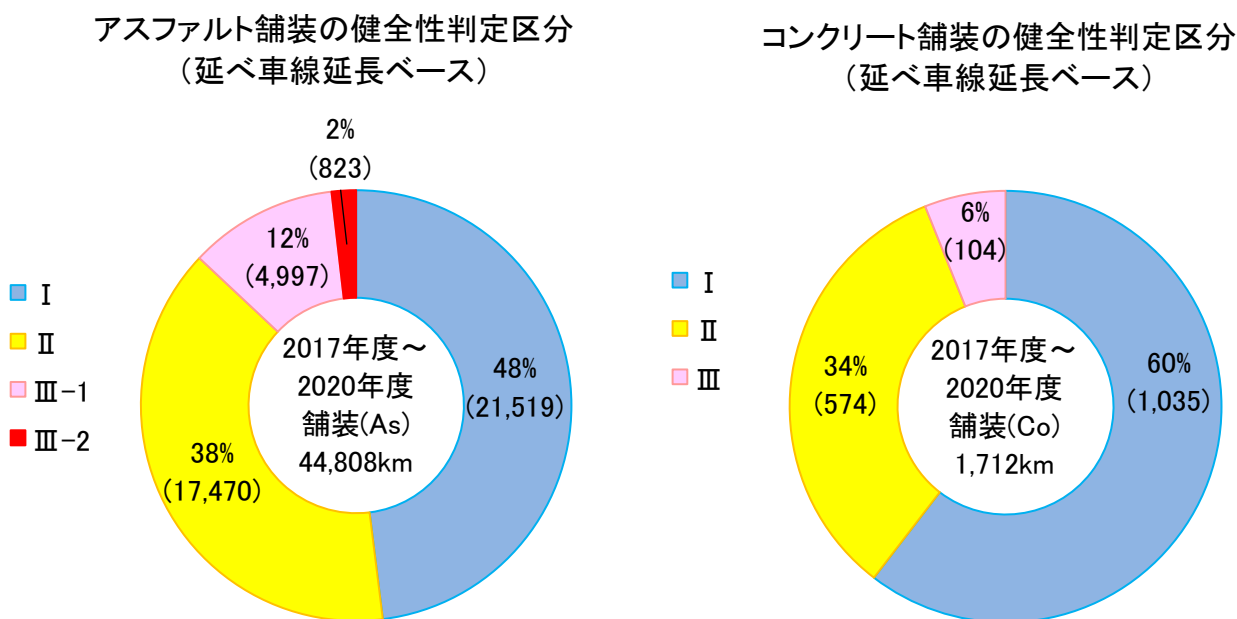
※1 延べ車線延長:点検対象となる車線延長の合計。

○ 国土交通省の点検実施率(延べ車線延長ベース)



※()内は、2017~2020 年度に点検を実施した車線延長の合計。

○ 国土交通省の判定区分の割合(アスファルト舗装・コンクリート舗装)



2021.3 末時点

※四捨五入の関係で判定区分毎の延べ車線延長と合計値が一致しない場合がある。

3) 修繕の実施状況(国土交通省)

- 国土交通省が管理する道路で、判定区分Ⅲ（修繕段階）となった区間のうち、修繕等を実施した区間の割合は、アスファルト舗装で15%、コンクリート舗装で5%であり、道路利用者の安全安心の確保やライフサイクルコスト低減のため、効率的な修繕を実施する必要があります。

判定区分Ⅲ-1、Ⅲ-2 の修繕の実施状況(アスファルト舗装・国土交通省)

As舗装	修繕が必要な延長(km) (A)	修繕に着手済の延長(km) (B) (B/A)	工事に着手済の延長(km) (C) (C/A)	修繕完了の延長(km) (D) (D/A)	点検実施年度						
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
Ⅲ-1	4,997	753 (15%)	724 (14%)	714 (14%)	2017	16%	16%				
					2018	19%	20%				
					2019	18%	18%				
					2020	15%	6%				
Ⅲ-2	823	114 (14%)	112 (14%)	105 (13%)	2017	20%	21%				
					2018	17%	18%				
					2019	3%	3%				
					2020	11%	12%				
合計	5,820	868 (15%)	835 (14%)	819 (14%)	2017	16%	17%				
					2018	19%	20%				
					2019	15%	16%				
					2020	6%	6%				

2021.3 末時点

※四捨五入の関係で判定区分毎の延長の和と合計値が一致しない場合がある。

判定区分Ⅲの修繕の実施状況(コンクリート舗装・国土交通省)

Co舗装	修繕が必要な延長(km) (A)	修繕に着手済の延長(km) (B) (B/A)	工事に着手済の延長(km) (C) (C/A)	修繕完了の延長(km) (D) (D/A)	点検実施年度						
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
Ⅲ	104	5 (5%)	4 (4%)	2 (2%)	2017	14%	14%				
					2018	3%	3%				
					2019	0%	5%				
					2020	0%	0%				

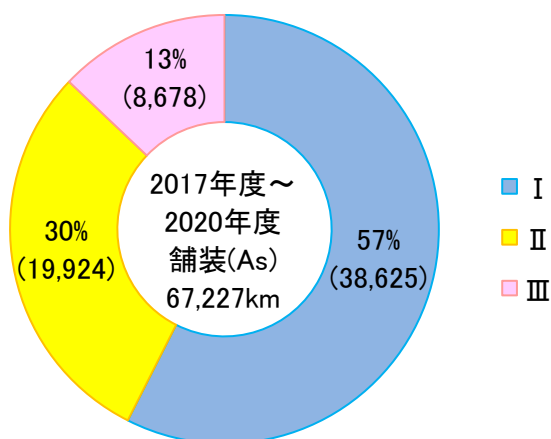
2021.3 末時点

4) 地方公共団体の点検・修繕の実施状況

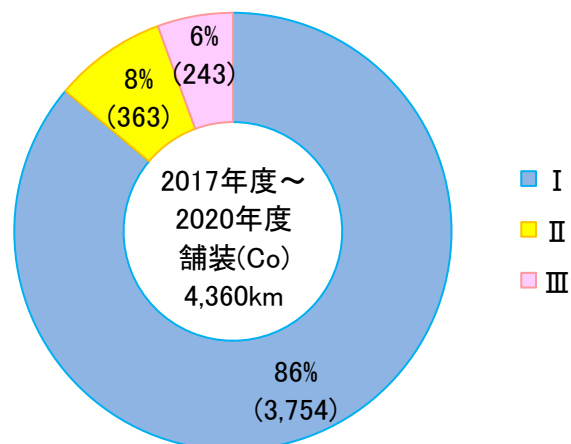
- 国土交通省では、地方公共団体に対する技術的助言として 2016 年度に舗装点検要領を示しています。
- この点検要領に準じて、2017～2020 年度に地方公共団体が点検を実施した延長は、アスファルト舗装：約 67,227km、コンクリート舗装：約 4,360km となっています。
- 判定区分Ⅲ（修繕段階）の舗装延長は、アスファルト舗装：約 8,678km、コンクリート舗装：約 243km です。
- このうち、修繕等措置に着手した区間の割合は、アスファルト舗装で 16%、コンクリート舗装で 10%であり、道路利用者の安全安心の確保やライフサイクルコスト低減のため、効率的な修繕を実施する必要があります。

○ 地方公共団体の健全性判定区分(アスファルト舗装・コンクリート舗装)

アスファルト舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



コンクリート舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



2021.3 末時点

○ 地方公共団体管理道路の舗装における修繕等措置の実施状況

舗装種別	判定区分	修繕が必要な延長 (A)	修繕に着手済 の延長 (B) (B/A)	工事に着手済 の延長 (C) (C/A)	修繕完了の 延長 (D) (D/A)
アスファルト	Ⅲ	8,678 km	1,352 km (16%)	1,167 km (13%)	1,048 km (12%)
コンクリート	Ⅲ	243 km	25 km (10%)	22 km (9%)	22 km (9%)
合計	—	8,921 km	1,377 km (15%)	1,189 km (13%)	1,070 km (12%)

2021.3 末時点

※舗装点検要領(2016 年 10 月 国土交通省道路局)に準じて点検及び健全性の診断を実施している地方公共団体を対象に集計。

※2017～2020 年度の 4 年間の点検により判定区分Ⅲと診断された延長(延べ車線延長)。

※延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計。

※幅員 5.5m 以下の生活道路を含む。